

岩手県監査委員告示第49号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月2日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立盛岡第一高等学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成26年1月14日
 - (2) 本監査実施日 平成26年2月19日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
劇物の管理に当たり、管理簿による在庫管理が行われていないので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的かつ有効な対策を講じられたい。	当該薬品について、現品確認を行い整理を行った。薬品ラベルが経年劣化により判別不能なものについては、廃棄処分に向けて準備を進めることとした。 今後は、毒物劇物管理簿による在庫管理を行い、その結果を複数の者で確認することとした。